

文書整理番号	受付年月日	昭和40年9月28日	案40年9月24日
施行	厚生省 総務課 67	昭和40年9月28日	
施行注意	主任者	官房局(部) 総務課(室)	審査係 電内2130番
		氏名	山田隆三
類別	34	標題	失業保険法改訂等及対し関する請願等の処理について
区別	甲乙丙	大臣	
		政務次官	
		事務次官	
		官房長	書
番号	通各	総務課長	補佐
月報	要否		
① 浄書数	2部	(起案理由)	
發送者印		標記について、労働省職業安定局長より別添のとおり協議があったので、それに対する意見を回答するものである。	
保存年別	永久		
分類番号			

官房長

厚生省起案用紙

251

案

年 月 日

労働省職業安定局長殿

厚生大臣官房長

失業保険法改訂等反対に因る請願
等について(回答)

昭和40年9月21日職安中705号の4を以

つて協議のあった標記について別添のと

おり回答します。

別添

1 失業保険法改正案反対に関する請願書 (精進^{キョウジン}号)

(請願要旨)

社会保障の掛金を引き上げることを意図し、大蔵

省に沢山の資金があつて、大資本にこれをかきつける

ことを意図している。

(又見書意見)

健康^{クワン}保険三法の改正については、社会保険審

議会及び社会保障制度審判会の答申を再重ん

措置することとした。

裏面白紙

又 失業保険法及び健康保険法改正案に対する
おの請願(第200号)

(請願要旨)

健康保険において、ポータブル保険料をとり、

扶薬代の非親患者負担など、大衆負担による医

療費の上昇の方向を許すことはできぬ。健康保、

船保、日雇健康などの社会保障は全額、国と資

本家負担により確立されたい。

(処理意見)

健康保険三法の改正については、社会保障審議

会及び社会保障制度審議会の答申を再重しに措

置ることとす。なお、健康保、船保及び日雇健康保

裏
面
白
紙

事業上の
● 要する財源を全て国と資本負担とするとは、
保険の連前上できないと考へる。

裏面白紙

3. 失業保険法の改悪反対を以て社会保障制度の
拡充に資する請願(第216号外6件)

(請願要旨)

社会保障の拡充改善を行なうこと。

(処理意見)

社会保障制度の拡充改善については、今後

とも努力して参りたい。

裏
面
白
紙

職発第 705 号⁴

昭和40年9月21日

厚生大臣官房長 殿

労働省職業安定局長

失業保険法改訂等反対に関する請願等について

標記について、別添写のとおり内閣総理大臣から書類の回付があつたので、協議します。

つきましては、貴省所管の事項についての御意見を9月25日まで御回報願います。

内閣来々第 1234 号

昭和 40 年 5 月 22 日

労働大臣殿

内閣総理大臣

臣 田中 正

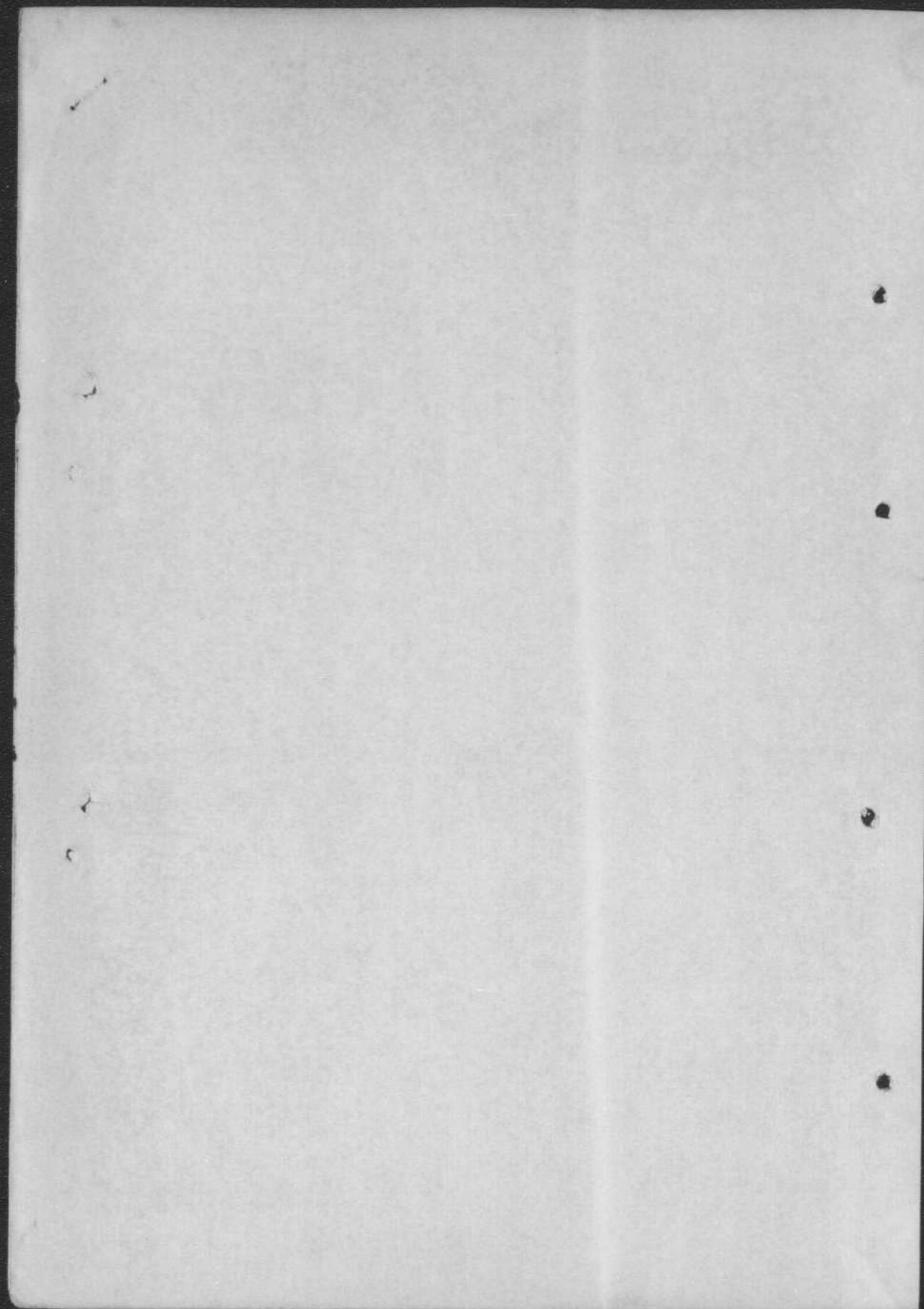
衆議院において採択された法案について
別紙のとおり閣議の衆議院において採択された下記法案は
貴省（庁）主管につき資料を回付します。

なお、本議題の処理経過は昭和 40 年 5 月 30 日までに閣
議記録方御配をいたします。

記

労働基準法改正案（第 1234 号）

原本不明瞭



昭和
年
月
日

失業保険法改訂に
反対する請願書

紹介議員

請願者

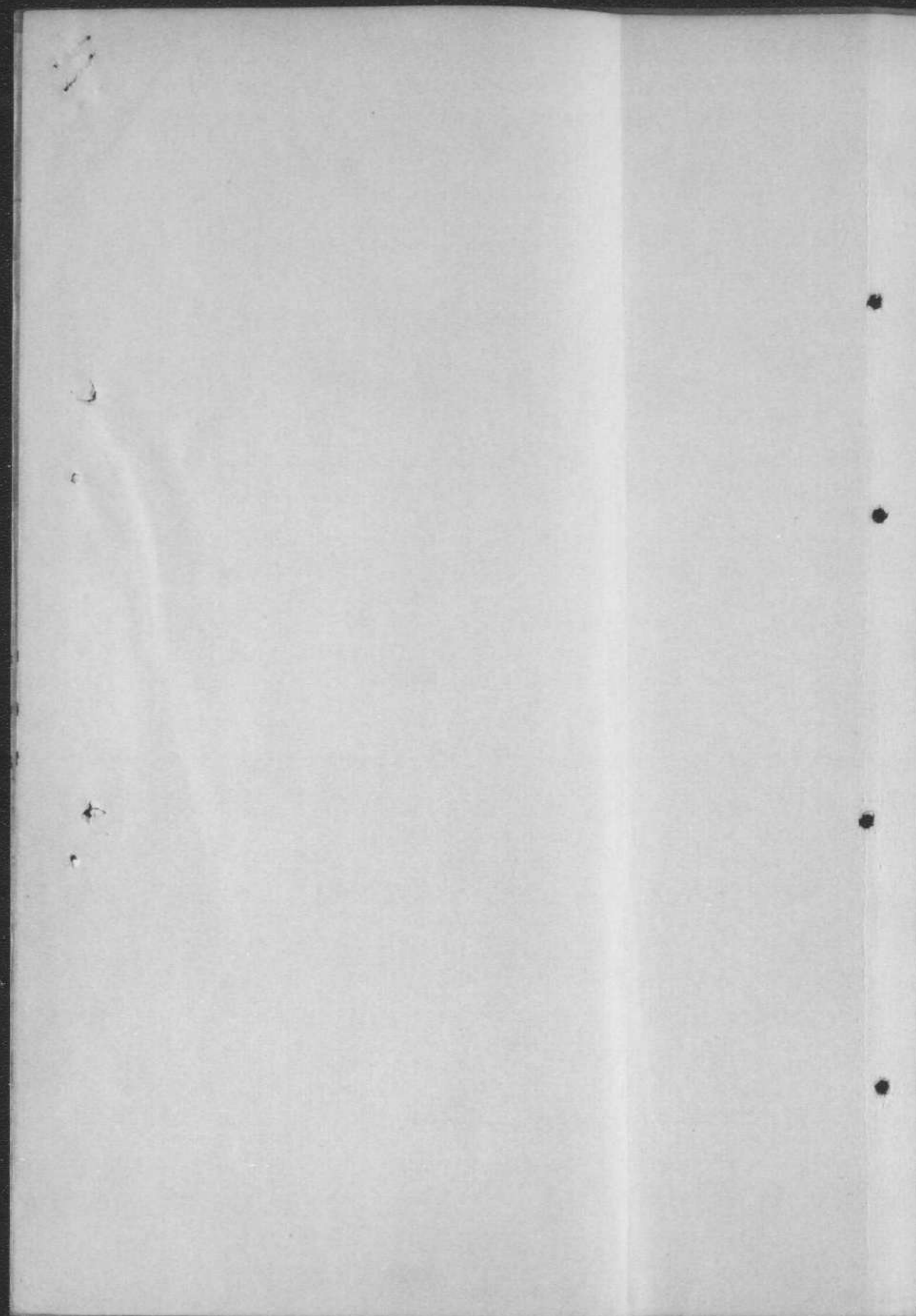
住所

氏名

他

名

殿



6

参議院議院議長殿
2003
議院2005号

参議院議院議長殿

失業保險法
健康保險法

改悪反対請願書

紹介議員

藤久

大森文作
加藤

260

社会労働

裏面白紙

趣 意 書

参
議
院
議
長

政府は季節労働者、臨時労働者の失業保険を打切るために、18日の閣議で“失業保険法を改正して、受給資格を現行の六カ月上を一年以上に引上げる”という方針をきめました。

一方健康保険についても、ボーナスからも保険料をとるだけでなく、薬代の半額患者負担など、大衆負担による医療費引上げの方を發表しました

このような一連の措置は失業保険法、健康保険法など社会保障しくみをつくりかえ、国民の犠牲において独占資本に奉仕する政自民党の資本擁護の政策のあらわれであり、私たちは絶対にゆるることができません

私たちは、失業保険法や健保、船保、各種共済、日雇健保などの社会保障は全額、国と資本家負担によつて確立するよう要求し9千万国民の声としてこの署名を国会に提出するものです

失業保険法 健康保険法 改悪反対群馬県共斗委員会

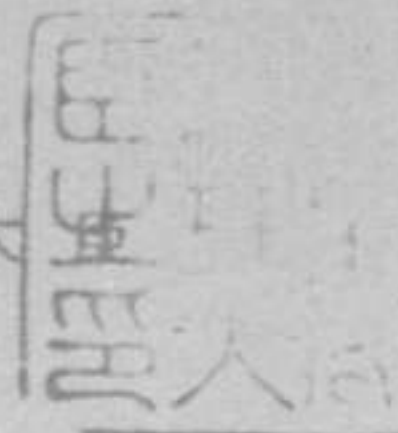
請願者氏名	住 所	印
大森 文作	前橋市南二丁目	
角田 竹一	吾妻郡東村三丁目	
若木 繁敏	吾妻郡吾妻町	
福野 忠彦	吾妻郡吾妻町	
早野 貞作	吾妻郡吾妻町	
木暮 一子	吾妻郡吾妻町	
若木 房重	前橋市穂積町	
定路 尚君	吾妻郡吾妻町	
木暮 房重		

裏面白紙

内閣案第 170 号

昭和 40 年 6 月 22 日

内閣総理大臣



衆議院において採択された請願について

別紙第 48 回国会の衆議院において採択された下記請願は
貴省(庁)主管につき書類を回付します。

なお、本請願の処理経過は昭和 40 年 9 月 30 日までに関
配課の方御配添付いたします。

記

失業保険法の改定及びその社会保険制度の
拡充に関する請願

(第 716 号 637)

裏面白紙

物価値上げ、合理化首切り、原子力潜水艦の香港問題、日福健康保険の廃止、はては汚職、空からジェット機が落ちてくる
というところでもない毎日がつまっています。そこをもつてきて、こんどは数百万人の労働者から失業保険金をとりあげるとい
う改悪がおこなわれるようとしています。

発端は、八月十八日の閣議で「失業保険を六カ月働いてうけられる今の法律はおかしい。一年以上にせよ」と池田首相が発
言し、労働省に命令したことからはじまりました。もしこの改悪が実施されると、百万人近い季節労働者の生活は一半に破壊
され、劣悪低賃金の中小零細企業の都市労働に従事するか、あるいは失業保険をうける権利を放棄するしか道はないのです。

こんどの改悪に合わせて政府は、結婚、出産で止むを得ず失業した女子から失業保険金をとりあげる措置をもす、めていま
す。保険料はかけつばなし、退職したら一銭も返さないという制度を強めようとしております。労働省は「赤字だから」とい
う宣伝をしきりにしていますが、実際に失業保険の積立金は昭和三十七年度で一千二百億円に達しており、不当な宣伝であり
ます。つまり本当のねらいは百万人以上といわれる季節、臨時労働者を失業保険からしめだし、低賃の労働者を大量に作り出
し、失業の積立金を増大し、開発事業に従事する者等の資金をよとするために使わず、もつばら何の縁もない大会社に「投融
資」しようとするものです。従つて一年未満就労の非常勤職員季節臨時労働者の生活実態を全く無視したものである。

同じ国が行う政策の中で一方で全開発が行っている常用化（通年雇用）や、雇用延長をこばみ十カ月未満という臨時雇用を
強く進めておりながら、一方では一年以上働きたくても働くことの出来ない私達が受けている失業保険を、一年以上働かなけ
れば支給出来ない改悪すること、非常勤職員や季節労働者の生活改悪でもよいということなのででしょうか。

失業しても、仕事が無くても、失業保険を交付出来ないように失業保険法が改められたら、私達は生きて行く事は出来ませ

人。このようなことは、福祉国家、社会保障の拡充をさげすぶ政府の行ないである。このことは、政府や自民党が労働者や農民のことを、つめのあかほども考えていないよい例です。私達は、このような失業保険の改悪を絶対に許すことは出来ません。全労働者の心をあわせて、つぎのことを強く要求いたします。

- 一、失業保険の給付、資格取得の延長を政府、労働省はたちちに撤回する。
- 二、給付内容の二カ年八割支給など失業保険の全面的改善を行うこと。
- 三、最低賃金制の確立、社会保障の拡充改善を行い、非常勤職員に「退職手当」「共済年金」制度を確立すること。
- 四、雇用期間を延長し、年間を通じて働ける常用化を実現し、定員内繰入れを行うこと。
- 五、気候や事業の都合で年間働けない場合、非常勤職員の身分は開発局で保障し、その期間休業手当を支給するという雇用定法を早期に制定すること。

右請願します

全開発開建労働館地区協議会
失保打切反対函館地区共闘委員会

失業保険法の改悪反対ならびに
社会保障制度の拡充を要請する

昭和二十年一月 日

請願書

請願者代表
北海道開発局開建労働館地区協議会
紹介議員
山内 宏

殿

申

陳情書

